

第4章

施策の展開と役割分担

1 豊かな人と心づくり

(1) 福祉教育

第2期の評価

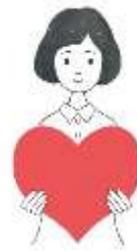
- 次代を担う子どもたちの福祉教育については、第1期計画期間においては系統化されず、小学校の総合学習の機会等で高齢者との交流が行われてきました。第2期計画期間では、小学校の総合的な学習の時間と社会福祉協議会の福祉教育推進と合わせて、福祉教育としてプログラム作成や講師（地域のボランティア）派遣を行ってきました。小学校の児童からボランティアへの感謝状をいただくこともあり、ボランティアの意欲向上にもつながっています。中学校においても、認知症サポーター養成講座を実施する等、福祉教育を実践してきました。高校との福祉教育の実践は展開できておらず、今後の検討が必要になっています。

今後の方針

- 第3期計画期間においても、教育委員会、小学校、中学校と連携しながら、福祉教育の継続実施を行います。高校においても、福祉教育について協議を進め、実践します。

みんなで行うこと

- 福祉について関心をもとう。
- ボランティア活動に参加してみよう。



町の地域福祉計画

| 事業名 | 内容 | 年次計画 | | | | |
|---------|---|------|----|----|-----|-----|
| | | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 福祉教育の推進 | ・教育委員会と連携を図り、小学生・中学生を対象とした福祉教育の実践を継続します。高校生についても、実践に向け協議を進めます。また、小中 | | | | | |

| | | | | | | |
|--|-------------------------------|--|--|--|--|--|
| | 学生向けの認知症サポーター養成講座の取組も進めていきます。 | | | | | |
|--|-------------------------------|--|--|--|--|--|

社協の地域福祉実践計画

| 事業名 | 内容 | 年次計画 | | | | |
|---------|---|------|-------|----|-----|-----|
| | | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 福祉教育の推進 | ・福祉教育推進のため、小学校・中学校とプログラム作成や講師派遣の協力等福祉教育の推進を図ります。 | | 検討・実施 | | | |
| | ・ボランティア活動を含め、津別高等学校と連携をとりながら福祉教育の推進を図ります。また、認知症サポーター養成講座を開く等福祉に対して興味を持ってもらうよう進めていきます。 | | 検討・実施 | | | |

(2) 人権を擁護する啓発

第2期の評価

- 平成26年10月より、町が実施主体となり社会福祉協議会が運営している「津別町あんしん生活サポートセンターほっと」にて、制度の普及啓発や制度利用に関する相談対応を継続してきました。相談対応については、町の高齢者相談係や福祉係と適宜連携し、制度利用が必要とされる方への支援を継続できました。一方で、今回実施したアンケート調査の「『成年後見制度』という言葉を知っていますか？」という問いに対し、「言葉は知っているが内容は知らない」と「全く知らない」を合わせた回答者が199名中130名と約65%を占め、制度内容について十分に知られていない現状が明らかになったことから、制度の普及啓発等の強化が必要です。
- 高齢者、障がい者、児童の虐待防止・対応の取組及びDV防止法に基づく対応については、町保健福祉課が主となって、それぞれ対応を継続してきました（DV防止法に基づく対応のみ、案件なく対応実績なし）。どの分野においても、虐待や虐待が疑われる事案が発生している現状がありますが、児童分野においては、児童虐待をはじめとした多くのこどもや子育て家庭への相談対応を行うため、令和6年4

月より施行された改正児童福祉法に基づき、第2期計画期間内からこども家庭センターの設置に向けた協議を進めてきました。国の法改正等の動きを把握しながら、引き続き虐待防止・対応を進める必要があります。

- 町が設置する「認知症高齢者等SOSネットワーク」において、引き続き認知症高齢者等の行方不明時の早期発見・保護に向けた取組を進めています。令和6年12月末時点で、ささえねっとつべつの登録者は978件、徘徊の恐れのある認知症高齢者等の事前登録者は23件です。高齢化率が依然として高い当町においては、引き続き認知症高齢者等への支援を継続する必要があります。
- 課題が複合・複雑化した個人や世帯に対しては、重層的支援体制整備事業に基づく「重層的支援会議」「支援会議」にて支援方針を検討してきました。重層的支援体制整備事業を開始した令和3年度以降、毎年新たな方が支援対象となり、町、社協のほか、町内外の多くの関係機関と連携し、支援を継続してきました。引き続き、関係機関と連携しながら実施する必要があります。
- 平成28年から開設した「身近な福祉相談所ぽっと」については、地域住民との町・社協との協働により多くの地域住民の課題解決に寄与してきましたが、令和6年12月末時点で4か所の実施にとどまっています。未開設の地域への展開も視野に入れ、町と社協が連携しながら事業展開する必要があります。

今後の方針

- 「津別町あんしん生活サポートセンターぽっと」は、成年後見制度の利用支援だけでなく、地域で暮らす中で生まれてくる様々な問題（ゴミ屋敷、隣近所のトラブル等）が寄せられています。成年後見制度の周知、利用相談の対応にとどまらず、関係機関と連携を継続し、早期の介入、解決に向け、センター事業を継続実施します。
- 各分野の虐待防止、対応について、引き続き町が中心となり、関係機関と連携しながら実施します。
- 認知症高齢者への支援については、高齢者相談係が中心となり、社会福祉協議会をはじめとした関係機関と連携し、継続実施します。
- 課題が複合・複雑化した事案や地域住民との協働による課題解決については、引き続き重層的支援体制整備事業を活用しながら実施します。身近な福祉相談所ぽっとの拡大についても、町と社協が連携しながら協議を進めます。

みんなで行うこと

- 生活上で困ったときの相談窓口を確認し合おう。
- 虐待と思われることを目撃や耳にしたときは、町に連絡しよう。
- 行方不明になった高齢者等の早期発見のため、メール配信システムに登録しよう。

町の地域福祉計画

| 事業名 | 内容 | 年次計画 | | | | |
|-------------------------------|--|------|---------|----|-----|-----|
| | | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| あんしん生活サポートセンター事業の継続 | ・認知症高齢者や障がい者で判断能力の低下した方等に成年後見制度の申立相談等の支援を行うあんしん生活サポートセンター事業を継続します。運営は社会福祉協議会に委託します。 | 継続 | → | | | |
| 各分野の虐待防止・対応の実施 | ・高齢者、障がい者、児童等の各分野における虐待防止、対応の取組を実施します。 | 継続 | → | | | |
| 認知症高齢者等SOSネットワーク連絡会議の充実 | ・徘徊高齢者等を早期に発見することを目的に連絡会議の開催、徘徊捜索模擬訓練等を実施します。また、メール配信システム(ささえねっと@つべつ)への登録拡大等住民周知を進めます。 | 継続 | → | | | |
| 重層的支援会議・支援会議開催による困難ケースへの支援の実施 | ・課題が複合・複雑化した事案について、重層的支援会議や支援会議を開催し、関係機関と連携しながら支援を実施します。 | 継続 | → | | | |
| 身近な福祉相談所ぽっとの継続・拡充 | ・身近な福祉相談所ぽっとを継続しながら、新たな地域への開設を行います。 | 継続 | → | | | |
| | | 継続 | ・随時新規開設 | | | |



- ・高齢者虐待防止法・・・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- ・障害者虐待防止法・・・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
- ・児童虐待防止法・・・児童虐待の防止等に関する法律
- ・DV防止法・・・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

社協の地域福祉実践計画

| 事業名 | 内容 | 年次計画 | | | | |
|---------------------|---|------|----|----|-----|-----|
| | | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| あんしん生活サポートセンター事業の継続 | ・判断能力が低下した認知症高齢者・障がい者の方や虐待事例等に成年後見制度の活用支援を行います。そのため弁護士や司法書士、社会福祉士の専門職の協力や家庭裁判所と連携を密にした取組を進めるとともに住民への普及啓発を推進します。 | | | | | |
| 相談支援の実施 | ・相談支援包括化推進員を配置し、介護・障がい・子育て・生活困窮や再犯防止の個別支援も包括的に相談を受け止め、課題解決を目指します。 | | | | | |

(3) 福祉に携わる人材育成

第2期の評価

- 地域福祉活動に携わっている民生委員・児童委員は、主任児童委員2人を含め24人の定数で活動をしてきました。民生委員・児童委員の活動は、高齢者の一人暮らしや夫婦世帯の増加、ひとり親家庭への支援等、複雑・多様化する家族問題が増えています。こうした中、責任の負担感もある一方、毎月の例会や部会での協議等を継続してきました。令和2年度～令和4年度はコロナ禍により定例会議以外の活動が行えませんでした。令和5年度から徐々に研修活動等を再開し、コロナ禍前の活動に戻りつつあります。令和4年度は改選期で、新たな担い手の確保に苦慮しましたが、何とか欠員は生じずに活動が継続できています。
- 自治会の中に福祉部長や福祉委員がいますが、福祉委員については、平成27年度まで社協で委嘱を行っています。地域の中で社会問題を抱え困っていたり、助けを求めている高齢者や障がい者その他の要支援者に対して、その人たちの立場にたって問題解決を図ろうとし、その中心となって活動する方として委嘱しておりました。その後、福祉委員の委嘱を実施していませんが、自治会連合会の総会に

において、生活困窮者の相談窓口として社協の周知を行っています。また、地域の支え合い活動については、福祉部長の協力をいただき実施してきました。

- 高齢化率の高止まりが続く本町において、介護福祉医療現場における人材不足の問題は、他職種にも増してその深刻さが指摘されてきており、福祉の人材確保については、令和元年度から、介護・福祉・医療・障がい・保育関係の事業所が実行委員会を組織して実施した「つべつ福祉人材体験セミナー」にて取組を進めてきました。ですが、令和2年度から拡大した新型コロナの影響もあり、町内での学生の実習受け入れは行わず、取組自体も関係事業所の広報活動にとどまっているのが現状です。人材確保については引き続き大きな課題があることから、必要な施策を検討し、継続した取組を実施する必要があります。
- 今回行ったニーズ調査において、ボランティア活動の未経験の方の割合が増えた結果となりました。実際、ボランティア活動している住民からの声かけで新たにボランティアに参加する方もいますが、自らの希望でボランティア活動を希望する方は少数で、ボランティアに参加する住民の高齢化も進んでいます。しかし、地域の支え合いの中では、ボランティアの協力は不可欠で、地域の見守りを含めた活動が期待されます。引き続き、多くの住民にボランティア活動に参画いただけるよう、社協、町と連携しながら周知活動に努める必要があります。

今後の方針

- 民生委員・児童委員の活動について、引き続き町保健福祉課が事務局を担い、必要な環境整備を行います。
- 福祉人材確保について、つべつ福祉体験セミナーを中心とした取組を継続します。内容については、実行委員会で協議・検討を行い決定します。
- ボランティア協力者を増やすため、興味・関心を持つようないきいきポイント事業の周知活動や事前研修・フォローアップ研修を実施します。また、自治会で見守り・声かけ等の必要性を自治会への周知を行い、福祉部の協力体制をつないでいきます。

みんなで行うこと

- 自治会や諸行事に積極的に参加しよう。
- ボランティア活動に積極的に参加しよう。

町の地域福祉計画

| 事業名 | 内容 | 年次計画 | | | | |
|--------------------------------|---|------|----|----|-----|-----|
| | | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 民生委員・児童委員の体制整備 | ・毎月の例会や部会で協議を行い活動するための環境を整えます。 | 実施 | | | | |
| 福祉人材確保に向けた事業の推進 | ・医療、介護、福祉、障がい、保育等の人材確保に向けた福祉体験セミナー等、町内事業所と連携しオール津別で取り組みます。また、この取組を北見圏域やオホーツク地域と連携するための検討を行います。 | 継続 | | | | |
| 介護予防いきいきポイント事業登録者や生活支援サポーターの養成 | 平成 28 年 1 月から導入した介護予防いきいきポイント事業や平成 30 年度から開始している生活支援サポートセンター事業の要である住民サポーターの養成と育成を継続し、その充実を図ります。 | 継続 | | | | |
| 自治会等との連携 | ・地域福祉活動の推進のため社会福祉協議会とともに自治会長や福祉部長との連携体制を取り組みます。 | 実施 | | | | |

社協の地域福祉実践計画

| 事業名 | 内容 | 年次計画 | | | | |
|-----------------|--|------|----|----|-----|-----|
| | | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| ボランティアセンター活動の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民同士の支え合い活動を推進するボランティアを育成するため、体系化した研修を開催します。 ・初級編（1日90分） <ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーター養成講座 介護予防いきいきポイント研修 ・中級編（2日各120分） <ul style="list-style-type: none"> 生活支援サポーター養成研修 ・上級編（9日間33時間） <ul style="list-style-type: none"> 市民後見人養成研修 | 継続 | | | | |

2 支え合いのしくみづくり

(1) 住民参加

第2期の評価

- 地域福祉計画の策定に伴い、前回の策定時同様、地域座談会を開催しました。今回は、身近な福祉相談所ぽっとを開設している自治会を除き、日頃直接地域課題を聞くことのできない地域を中心に開催しました。また、アンケート調査は、紙面だけではなくWEBでの回答受付も開始し、時代の変化に合わせた取組を実施しました。アンケートの回答率は大幅な増とはなりませんでしたが、今後とも少しでも多くの方にご意見をいただける仕組みを検討し、引き続き多くの住民から意見聴取できる機会を設ける必要があります。
- 高齢者を対象としたサロン事業、いきいき百歳体操等の集まりの場は、町の高齢者相談係や社会福祉協議会がサポートしながら、住民主体で行う活動として実施しています。現在、サロン事業は14箇所、いきいき百歳体操は6箇所で開催しており、身近な場所で見守りや集い交流ができる場として、多くの地域で定着しています。活動継続にあたり、担い手の確保が課題となる地域が多く存在しています。地域の生活支援体制整備をコーディネートする「生活支援コーディネーター」を中心としながら、引き続き町や社会福祉協議会、住民との協働による地域づくりを検討する必要があります。
- 認知症高齢者や要介護認定者の増に伴い、介護を担う介護者も精神的・体力的にも大変な状況であり、老老介護の数も増えてきています。認知症高齢者等への支援については、認知症地域支援推進員を中心に、平成30年度から開催する「ちょこっと茶屋（認知症カフェ）」が「オレンジ茶屋」に名称を変え、第2期期間中は、認知症高齢者の家族向けの茶話会を開催しました。認知症高齢者やそのご家族を支援する「チームオレンジ」の創設についても動き出していることから、今後もケアラー支援の視点を持ちながら、地域住民と共に、認知症高齢者やそのご家族を支える取組を継続する必要があります。
- 「(2) 人権を擁護する啓発」でも触れましたが、地域の支えあい活動として、地域住民・行政・社協の三者が協働し、町内の4自治会で身近な福祉相談所「ぽっと」が開設され、自治会の役員を中心に地域の方々が協力し、地域の高齢者宅への声掛けや見守り活動を行っています。この活動は、行方不明高齢者の早期発見や、支援の必要な方の課題が深刻化する前に関わることで、予防的支援にもつな

がっています。現在は担い手の確保と、この仕組みを他の地域にも広げることが課題となっており、引き続き検討が必要です。

- 第1期計画期間内に、サロン活動の取組、地域の支え合い活動の継続の声から、活汲地区で盆踊りが復活しました。その後コロナ禍を経過し盆踊りが一旦行われなくなりましたが、令和6年度に復活しています。また、サロン事業にこどもも含めてクリスマス会を開催する地域もあり、地域での交流の輪が広がっています。サロン事業を行っていない自治会でも、絵葉書を使った声かけ見守りを実施していることから、まだまだ知らない活動が眠っています。生活支援体制整備事業の取組として令和5年度に作成した「おつきさま事業金塊紹介BOOK」では、津別町の活動（金塊）を紹介する取組も行いました。これからも津別町の活動（金塊）の発掘・周知を行いながら、地域住民の支え合いの体制を整備する必要があります。



今後の方針

- 次期計画策定にあたり、日頃の地域住民からの意見に加え、アンケート調査や地域座談会を実施し、様々な手法で意見聴取します。
- 高齢者が身近な場所で集える環境を維持できるよう、引き続きサロン活動やいきいき百歳体操の活動支援を行います。また、地域生活において住民主体での支え合いを推進するため、生活支援コーディネーターを中心に協議を進めます。
- 認知症高齢者やそのご家族を支援するため、認知症地域支援推進員を中心に、地域住民と共に結成する「チームオレンジ」にて、認知症の人とその家族の相談や支援体制を構築する取組を継続して進めます。

みんなで行うこと

- サロン事業、いきいき百歳体操等地域の集まりの場に参加しよう。
- 認知症家族の会やオレンジ茶屋を支援する取組に参加しよう。
- 地域の行事等に積極的に参加しよう。

町の地域福祉計画

| 事業名 | 内容 | 年次計画 | | | | |
|-------------------|---|----------------|----|----|-----|---------|
| | | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 地域座談会の開催 | ・自治会、社会福祉協議会と連携し、その自治会の抱えている問題の把握のため、地域座談会を実施します。 | | | | | → 実施 |
| 家族の会の開催 | ・地域住民とともに、在宅で介護を行っている家族が集まり、情報交換等家族同士の支え合いの場として家族の会を開催します。また、集う場である「オレンジ茶屋（認知症カフェ）」についても引き続き実施していきます。 | → 実施 | | | | |
| 生活支援体制の整備 | ・助け合い活動を実施・推進する団体が連携・協働する場（生活支援体制整備協議体）の構成員を、住民も含めた体制に変更する等内容の充実を図ります。そのため社会福祉協議会に協議体の運営委託及び生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置を継続します。 | → 継続 | | | | |
| 身近な福祉相談所ぽっとの継続・拡充 | ・身近な福祉相談所ぽっとを継続しながら、新たな地域への開設を行います。 | → 継続・随時新規開設 | | | | |

社協の地域福祉実践計画

| 事業名 | 内 容 | 年次計画 | | | | |
|-------------|--|------|----|----|-----|---------|
| | | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 地域座談会の開催 | ・住み慣れた地域で住み続けるため、小地域ネットワーク活動（サロン立ち上げ・見守り活動）が展開できるように、町や自治会と連携を図りながら実施します。 | | | | | → 継続 |
| サロン活動の充実 | ・地域の助け合いと見守り活動でもあるサロン活動について、支援を行う他、全体が集う場であるサロン交流会を企画します。 | 継続 | → | | | |
| | ・サロン活動の必要性が高い自治会への説明を行い、年2地区を目標に新規サロンの立ち上げ支援を行います。 | 実施 | → | | | |
| 男の料理教室 | ・男性の生活力向上と閉じこもり予防のため、60歳以上の方や障がい等のある方を対象に男の料理教室を開催します。 | 継続 | → | | | |
| 小地域ネットワーク活動 | ・在宅要援護者が地域の中で安心して暮らすことができるよう、自治会単位の小地域を基盤として地域住民の参加協力を得ながら、サロン活動や声掛け訪問等、地域に合わせた活動を行い地域福祉の一層の推進を図ります。 | 継続 | → | | | |
| 家族の会の開催 | ・地域住民と共に、在宅で介護を担う家族が交流することで、日ごろの在宅介護の状況や家族としての思い、悩みを共有することで、互いの支え合いの場となる家族の会を開催します。 | 実施 | → | | | |
| 生活支援の体制整備 | ・地域課題の分析をもとに支援体制の整備を進めるため、助け合い活動を実施・推進する団体が連携・協働する生活支援体制整備協議体の充実を図ります | 実施 | → | | | |

| | | | | | | |
|--|---|---|--|--|--|--|
| | <p>・町の委託を受け、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成、活動する場の確保、ネットワークの構築、ニーズと取組のマッチング等を行います。</p> |  | | | | |
| | | 検討・実施 | | | | |

(2) 世代間交流

第2期の評価

- 現在、小学校、中学校を中心に「あいさつ運動」が行われています。高齢化が進む本町にとって、あいさつが住民と子どもたちがふれあう場の一つになっています。朝の通学や帰宅時に、「おはよう」「こんにちは」と子どもたちが積極的に住民に声をかけていますが、今後お互いに「あいさつ運動」を進めることで連帯感が生まれる等、町の活性化も期待されるところです。

今後の方針

- 引き続き、小学校、中学校が行うあいさつ運動を推進します。民生委員・児童委員の夏休み明け登校見守りの際も、民生委員等からも積極的にあいさつを交わします。

みんなで行うこと

- お互いにあいさつをする町づくりを進めよう。
- 世代間交流の行事があれば積極的に参加しよう。

町の地域福祉計画

| 事業名 | 内容 | 年次計画 | | | | |
|-----------|--|---|----|----|-----|-----|
| | | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| あいさつ運動の推進 | ・小学校、中学校を中心にあいさつ運動が行われていて、町民すべてがあいさつをし合うまちづくりを推進します。 |  | | | | |
| | | 継続 | | | | |



社協の地域福祉実践計画

| 事業名 | 内容 | 年次計画 | | | | |
|---------|---|------|----|----|-----|-----|
| | | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 既存事業の活用 | ・現在社協が行っているサロンの地域活動に子どもたちが参加できるよう検討を進めます。 | 実施 | | | | |

(3) 子育て

第2期の評価

- 平成27年4月に町内の保育・教育施設を一つにした認定こども園を開設しました。保護者の費用負担の軽減のため令和元年10月から始まった国の制度のこども園利用料等の無償化に加え、3歳児未満の保育料の支援の継続、スクールバスの運行等を含め、今日まで継続実施してきました。町内で唯一の未就学児が通える場所として、引き続きニーズ把握等に努めながら事業運営を支援する必要があります。
- 現在、子育てに関する相談には、健康推進係が設置する子育て世代包括支援センターや平成27年4月開設の子育て支援センターが携わっています。令和6年4月から施行された改正児童福祉法により、子ども家庭総合支援拠点の機能を併せ持った「こども家庭センター」の設置が努力義務化されました。今後は、健康推進係と福祉係が連携してこども家庭センターの設置を目指すとともに、未就学児以外のこどもやその家庭への支援を広く実施する必要があります。また、子育て支援センターは、こどもの減少や保育ニーズの増加により、利用するこども、世帯が減少傾向にあります。今後は、現在の機能を継続するとともに、時代にあった役割を検討する必要があります。

- 子育てに関する町の施策は、高校修了前までの医療費の助成、障がい児の訓練等のための交通費の支給、一時保育事業、乳幼児養育手当、新生児誕生祝品事業、育児学級、各種発達支援事業等行ってきました。いずれの事業においても、継続実施の必要性や内容見直しの検討をその都度行う必要があります。
- 子育てヘルパーの実施については、ニーズ把握が十分に行えなかったこと等が理由で、第2期計画期間中は実施に至りませんでした。今後は、子育てヘルパーに限らず、子育て支援におけるニーズ把握を行った上で事業の創設等について検討する必要があります。

今後の方針

- 町内唯一の認定こども園の運営が継続できるよう、運営にかかる必要な支援を継続実施します。
- 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を併せ持った「こども家庭センター」を設置し、18歳未満のこどもやその家庭への相談支援を行います。
- 子育て支援センターの運営継続のほか、子育て支援のニーズが充足されるよう、子ども・子育て支援事業等を活用した事業実施を継続するとともに、新たな事業の必要性について検討します。
- 上記のほか子育てに関する町の施策は、事業の内容や必要性を都度検討しながら実施します。

みんなで行うこと

- 同じ子育てをするお母さん同士で交流を深めよう。
- 子育て支援センターの事業に参加してみよう。
- 子育て等に関する悩みは、一人で抱えず相談しよう。



町の地域福祉計画

| 事業名 | 内 容 | 年次計画 | | | | |
|------------------|--|-------|----|----|-----|-----|
| | | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 認定こども園の運営支援 | ・通園、利用料等の支援を行います。社会福祉法人夢つべつが行います。 | 継続 | | | | |
| 子育て支援センターの運営 | ・認定こども園に併設されている子育て支援センターは、交流の場の提供、相談、情報提供、講習等の実施を行います。夢つべつに運営を委託します。 | 継続 | | | | |
| 子育てに係る新たな事業実施の検討 | ・子育てに係るニーズ把握等を行いながら、必要な事業の創設について検討・実施します。 | 検討・実施 | | | | |
| 乳幼児医療助成事業 | ・0歳から高校修了前のこどもの医療費を助成します。 | 継続 | | | | |
| 心身障がい児交通費支給事業 | ・心身障がい児の訓練等に要するこどもと保護者の交通費を支給します。 | 継続 | | | | |
| 一時保育事業 | ・仕事の都合や家庭の都合で一時的にこどもの保育ができないときに預かる事業で、夢つべつに委託をします。 | 継続 | | | | |
| 新生児誕生祝い品贈呈事業 | ・新生児が誕生した家庭に祝品を贈り健やかな成長を祈念しお祝いします。 | 継続 | | | | |
| 乳幼児養育手当 | 0歳から3歳の誕生月まで子育ての支援金として商品券等を支給します。 | 継続 | | | | |
| こども家庭センターの設置 | ・子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を併せ持った「こども家庭センター」を設置し、18歳未満のこどもとその家庭への相談支援を行います。子育てに係る新たな事業実施の検討については、こども家庭センターが中心となり検討します。 | 実施 | | | | |

(4) 生活支援サービス

第2期の評価

- 平成29年7月から開始した社協事業による福祉有償運送事業は、在宅の要介護認定者や障がい者が登録し、通院等の足として利用されています。令和6年3月末現在、272名が登録、そのうち毎月40名前後の利用があり、自家用車を自分で運転できない方々の貴重な交通資源となっています。運転手の確保等継続的な課題はありますが、引き続き高齢者や障がい者のための交通手段として事業実施する必要があります。
- 高い高齢化率が続く中、一人暮らしや高齢者夫婦のみの世帯も多く、見守りが必要な世帯は依然として多い状況です。町と関係事業者との見守り協定は、令和6年3月末現在9箇所と締結しています。また、地域支援事業の中で、高齢者を対象とした安否確認訪問事業による月1～2回のホームヘルパー訪問の継続と、町独自の緊急通報システムの活用による安否確認の実施を継続実施しています。いずれの事業も対象者は多くはありませんが、利用が望ましい方が一定程度いることから、引き続き事業実施する必要があります。さらに、今回実施した地域座談会では、地域住民が日頃回覧板を渡す際に、直接手渡して安否確認等を行っている実情も、複数の地域で実践されていることが明らかになりました。日常の活動から展開できる見守り活動の周知等も行う必要があります。
- 一人暮らしや夫婦世帯等食事の用意が困難な世帯を中心に、見守りを兼ね週2回給食サービスを社会福祉協議会で実施をしてきました。利用者は月60人前後となります。今後も利用者のニーズを把握しながら利用に向けた改善や取組を進める必要があります。
- 住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、保険外のサービスとして生活支援サポートセンター事業の実施と買い物支援も必要です。ゴミ搬出についても生活支援サポートセンター事業で支援していますが、生活支援サポーターだけでは対応しきれない地域もあります。今後は、既存のサービスに加え、新たな支援体制の必要性等、町と社協、地域住民と協議・検討する必要があります。

今後の方針

- 見守りが必要な世帯が依然として多くある状況から、地域住民同士の支え合いによる見守りの継続、安否確認事業の継続に加え、関係事業者との協定締結を実施し見守り体制を強化します。
- 高齢者や障がい者の足の確保のため、運転手の確保等の課題を解決しながら、福祉有償運送事業の実施を継続します。

- 給食サービスについて、給食の配布件数が増えるとボランティアや車の確保が必要になりますが、高齢者世帯にとっては必要なサービスであることから、給食を届けながら見守る、声かけを継続します。また、介護保険サービス外として生活支援のボランティア活動についても検討・継続します。



みんなで行うこと

- 回覧板を渡す際に直接相手に手渡す等、日頃の行動から展開できる見守りや声かけを実践しよう。
- 住民同士の支え合いを目的に作る「たすけあいチーム」等に積極的に参加しよう。

町の地域福祉計画

| 事業名 | 内容 | 年次計画 | | | | |
|-----------------|---|------|----|----|-----|-----|
| | | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 見守り協定の拡大 | ・見守りが必要な世帯の増加により近隣住民はもとより、生協、郵便局、新聞販売店、ガス事業者等との見守り協定を締結することにより見守りを重層的に行える体制作りを行います。また、災害時の対応等も含めた包括的見守りを目標とします。 | 継続 | | | | |
| 緊急通報システム設置事業の実施 | ・独居高齢者、障がい者世帯等一定の要件を満たす世帯に緊急通報通報システム機器を貸し出します。 | 継続 | | | | |
| 移送サービス実施のための支援 | ・一定の要件に該当する在宅の高齢者や障がい者に対し、施設や通院、通学等に利用できる移送サービス事業を実施するための社会福祉協議会への助成を行います。 | 継続 | | | | |
| 生活支援サポートセンター事業 | ・お話し相手や家事支援が必要な高齢者世帯に、研修を終えたサポーターが訪問し支援を行う、住民同士の助け合 | 継続 | | | | |

| | | | | | | |
|--|-------------------------|--|--|--|--|--|
| | い事業を、社会福祉協議会に委託して実施します。 | | | | | |
|--|-------------------------|--|--|--|--|--|

社協の地域福祉実践計画

| 事業名 | 内容 | 年次計画 | | | | |
|----------------|---|---|----|----|-----|-----|
| | | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 生活支援サポートセンター事業 | ・町からの委託を受け、生活支援サポーター養成研修の実施、サポーターと利用者とのマッチング、利用料金やサポーターの活動実績に応じた商品券交換等生活支援サポートセンター事業を推進します。 |  継続 | | | | |
| 給食サービス | ・週2回（火・金）ひとり暮らしの在宅高齢者等に対し食事を提供することを通して、安否の確認、孤独感の解消、食生活の改善等を図ります。また、定期的にニーズ調査を行いながら、内容の充実を図ります。 |  継続 | | | | |



生活支援サポーターの活動
(お話し相手)



給食ボランティアの活動

| | | | | | | |
|---------|--|---|--|--|--|--|
| 移送サービス | ・福祉有償運送事業の継続を図るため、運転手の確保や安全運行に努め、利用者の声を聞く等利用向上を進めていきます。 |  実施 | | | | |
| 命のバトン事業 | ・高齢者や体の不自由な人たちの安全・安心を確保するため、かかりつけの病院や持病等の医療情報・緊急連絡先を専用の容器に入れ冷蔵庫に保管し、万が一の救急時に備えます。ま |  継続 | | | | |

| | | | | | | |
|-------------|---|----|--|--|--|--|
| | た、地域の方が定期的に訪問し、安否の確認等を行います。 | | | | | |
| ふれあい郵便事業 | ・絵手紙サークルの協力をいただきながら80歳以上の独居者に対し、毎月1回絵手紙を作成・配達し、安否の確認等を行います。配達は各自治会（福祉部等）で対応するか、郵便配達員が手渡しで行います。 | 継続 | | | | |
| あんしん電話の設置 | ・在宅のひとり暮らしの高齢者や障がい者が、ケガや急病等の緊急を要する場合に、発信装置を押すことであらかじめ登録している協力者へ通報がいくあんしん電話の設置費用の助成を行います。今後、町が平成26年度より設置している緊急通報システムは、24時間センサー付きで通報先が消防署となるため、利用者がより安心できるこの装置への移行を進めていきます。 | 継続 | | | | |
| 車いすの貸与 | ・在宅高齢者等が住み慣れた地域で暮らすことができるように、車いすの貸出を行います。 | 継続 | | | | |
| 福祉資金の貸付け | ・応急資金を必要とする世帯等に対し、衣食住その他生活のために必要な福祉資金を貸付けします。 ・貸付額～1世帯につき10万円以内 | 継続 | | | | |
| 介護サービス事業の推進 | ・居宅介護サービス事業者・障がい福祉サービス事業者として、高齢者や障がい者が住み慣れた地で安心した生活を送れるよう、良質なサービス提供に努めます。 (訪問介護事業(介護予防)・訪問入浴介護事業(介護予防)・障がい福祉サービス事業) | 継続 | | | | |
| | ・町が実施する制度外の受託事業について、高齢者が健康で生きがいを持って生活できるよう実施します。 (安否確認訪問事業・生活援助員派遣事業) | 継続 | | | | |

| | | | | | | |
|-----------------|--|----|--|--|--|--|
| 介護サービス前の声かけ訪問事業 | ・町内在住の高齢者に対し、声かけ訪問を定期的に行うことで、安否の確認や介護事業所のPR、介護保険サービスが必要と思われる方にサービス内容の説明を行う等の取組を進めます。 | 継続 | | | | |
|-----------------|--|----|--|--|--|--|

(5) 就労支援

第2期の評価

- ひきこもりの方への支援については、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の中での実施に加え、社会福祉協議会や町が地域住民から相談を個別で受ける中で対応してきました。過去に町で実施した調査の中では、およそ50人程度のひきこもりの方がいると推計されましたが、この調査から約10年が経ち、状況が大きく変わっていることが考えられます。令和6年度には、国がひきこもり支援にかかる支援マニュアルの策定に着手しており、支援対象者についても定義される予定であることから、これらを参考に、ひきこもりの方への支援体制を検討する必要があります。
- 障がい者の就労支援は、町の高齢者相談係内に設置する「障害者相談支援事業所」が窓口となり、障害者総合支援法に基づく「就労継続支援事業」の活用をはじめ、障がい者雇用枠を活用した一般就労支援を行っています。就労場所は、町内の事業所だけではなく町外の事業所も対象となっており、様々な関係機関との連携が必要です。一般企業での障がい者の受け入れについては、北見市に事業所を構える「オホーツク障がい者就業・生活支援センターあおぞら」が中心となり、企業訪問等を行っています。今後はあおぞらとも連携しながら、障がい者雇用の拡大についても検討する必要があります。

今後の方針

- ひきこもりの方の実態把握を行うとともに、社会福祉協議会にいっぽサポートステーションを設置し、ひきこもりの方やそのご家族への相談支援及び居場所による支援等を行います。
- 個々の障がい者の就労支援を継続するとともに、関係機関と連携し、一般企業での障がい者雇用の拡大についても検討します。

- 中間的就労の場として、障がい等により一般就労につくことが困難な方に生活リズムの立て直しや訓練の場を提供し、一人ひとりにあった軽作業のマッチングや作業の発掘を行いながら、そこからわずかでも工賃を得ることで社会性を養っていくことができる生活困窮者就労訓練事業の準備を行います。



みんなで行うこと

- 地域内に孤立した人がいたときは、民生委員・児童委員や町、社会福祉協議会に連絡しよう。
- 健常者も障がい者もともに安心して暮らせる地域をつくろう。

町の地域福祉計画

| 事業名 | 内容 | 年次計画 | | | | |
|-----------|---|------|----|----|-----|-----|
| | | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| ひきこもり者対策 | ・町と社会福祉協議会でひきこもり者の実態把握を行い、どのような支援が必要か検討します。 | 実施 | → | | | |
| 障がい者の就労支援 | ・新たな障がい者受け入れ等就労場所の確保や拡大を図ります。 | 実施 | → | | | |

社協の地域福祉実践計画

| 事業名 | 内容 | 年次計画 | | | | |
|-----------------------|--|------|----|----|-----|-----|
| | | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| ひきこもり者の実態把握 | ・町と協働して町内のひきこもり者の実態把握に取り組みます。また、家族からの聴き取りや当事者との面談等個別ケースごとにどんな支援策が必要なのか検討を行います。 | 実施 | → | | | |
| ひきこもり者の居場所と中間的就労の場の確保 | ・ひきこもり者が自宅から出て立ち寄れる場所や、軽作業しながら生活リズムを取り戻す場として、居場所の運営、地域との交流や中間的就労の位置づけで「社協めぐり」等住民ボランティアの協力のもと運営します。 | 継続 | → | | | |

| | | | | | | |
|------------|--|----|----|--|--|--|
| 障がい者等の就労支援 | <p>・就労前の段階でボランティア活動や社協行事での手伝い等、社会参加の経験を積むことも必要なことから、活動の場の提供を支援します。また、一人ひとりにあった軽作業のマッチングや作業の発掘を行いながらの生活困窮者就労訓練事業にも取り組みます。</p> | 検討 | 実施 | | | |
|------------|--|----|----|--|--|--|



3 安心のくらしづくり

(1) 交通

第2期の評価

- 令和3年度より、市街地を運行するコミュニティバス「花バス」の運行が開始しました。午前中のみでの運行ではありますが、自家用車を手放した高齢者の貴重な移動手段として、徐々に定着しています。郊外の住民の移動はまちバスの活用、町外への移動は路線バスを活用することで可能となっています。町外の路線バスについては、令和6年12月より北見開成線が減便となったことから、バス無料乗車券の利用区間を拡大し、北見美幌線の津別と北見の間の乗降利用を可能としました。今後も、交通機関の運行状況は時代とともに変化する可能性がありますが、不便さだけが増すことのないよう、引き続き状況に合わせた制度の見直しを検討する必要があります。
- バスの利用が困難な高齢者等は、タクシー、福祉有償運送等が利用できます。令和6年3月末の実績では、通院等交通費助成事業（通院又は入退院の交通費の一部助成）が16名、重度障がい者無料タクシー券交付事業53名、障がい者等通院交通費助成事業（人工透析や治療・訓練及び事業所への通所等に要する交通費助成）は27名の利用者がいました。通院等交通費助成事業や今後も継続する必要があります。
- 「2支え合いのしくみづくり（4）生活支援サービス」にも記載しましたが、平成29年7月から開始した社協事業による福祉有償運送事業は、在宅の要介護認定者や障がい者が登録し、通院等の足として利用されています。令和6年3月末現在、272名が登録、そのうち毎月40名前後の利用があり、自家用車を自分で運転できない方々の貴重な交通資源となっています。運転手の確保等継続的な課題はありますが、引き続き高齢者や障がい者のための交通手段として事業実施する必要があります。

今後の方針

- 通学や通院、買い物等の町民の日常生活にとって、不可欠な移動手段となる公共交通機関の運行を継続するとともに、利用するためにかかる経費の助成制度について、引き続き実施します。

- 福祉有償運送では、多くは通院のための利用が多く、透析通院もあります。車椅子利用者もあり、安心して利用できる事業となります。行政での助成事業もあること在宅者の暮らしを守る事業として実施していきます。

みんなで行うこと

- 自家用車がなくなったときにも日常生活に不便のない交通体系を考えよう。
- 日頃から、路線バスや花バス、タクシー等を活用しよう。

町の地域福祉計画

| 事業名 | 内容 | 年次計画 | | | | |
|------------------|---|------|----|----|-----|-----|
| | | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| コミュニティバス(花バス)の運行 | ・役場や病院、商店等町内の主要施設と地域を巡回するコミュニティバス(花バス)を運行します。 | 継続 | | | | |
| バス無料乗車券交付事業 | ・一定の要件に該当する高齢者や障がい者に対するバス無料乗車券の交付(年間36枚(地域により交付枚数が変わります))事業を継続します。 | 継続 | | | | |
| 通院等交通費助成事業 | ・一定の要件に該当する高齢者や障がい者に対し通院、入退院に係る交通費の一部助成を継続します。 | 継続 | | | | |
| 障がい者等交通費助成事業 | ・人工透析療法による治療を受けるための医療機関への交通費の助成や精神障がい者、知的障がい者等の治療・訓練及び事業所への通所等に要する交通費助成を行います。 | 継続 | | | | |

社協の地域福祉実践計画

| 事業名 | 内容 | 年次計画 | | | | |
|----------|---|------|----|----|-----|-----|
| | | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 福祉有償運送事業 | ・公共交通機関を単独で利用することが困難な高齢者や障がい者の通院等に、福祉車両を使用して福祉有償運送サービスを実施します。 | | 実施 | | | |

(2) 生活環境

第2期の評価

- 町では、町内に身内のいない障がい者や虚弱な高齢者世帯を対象に除雪サービスを実施してきました。隣近所の助け合いで除雪支援を実施している自治会もありますが、どの自治会も高齢化が進み、自治会だけでは担えなくなった地域が、この5年間で1自治会ありました。降雪のある北海道では、除雪は避けられないため、除雪サービスのあり方と自治会内の互助による除雪支援のあり方について、引き続き検討が必要です。なお、民間の事業者で除雪できる事業者の問い合わせについては、町保健福祉課福祉係でお答えしています。
- ゴミ分別や搬出は、生活支援サポートが支援しています。本事業は、他にも話し相手や窓ふき等も行いサポートしてきていますが、利用は少ない状況です。また、全ての自治会内に生活支援サポーターがいないため、対応できない利用者がいたり、ごみの搬出量が多くサポーターが対応できない場合もあります。今後は、サポーターの確保に加え、ごみの搬出ができない方が増えた場合の対応について検討する必要があります。

今後の方針

- 町の除雪サービス事業を継続実施します。また、除雪サービス対象者の増加や自治会内での助け合いが困難な地域が増えた場合は、除雪支援のあり方についても検討します。
- ごみ出しについては、生活支援サポーターが対応できる範囲で実施していますが、サポーターの確保等に課題があることから、サポーターによる支援体制を継続するとともに、ニーズ等を把握しながら、町・社協・自治会等と協議し、支援体制について検討します。

みんなで行うこと

- 除雪やごみの分別、ごみ出し等で困っている方を地域で解決できる方法はないか検討してみよう。

町の地域福祉計画

| 事業名 | 内容 | 年次計画 | | | | |
|--------------|---|------|----|----|-----|-----|
| | | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 除雪サービス事業 | ・町内に身内のいない障がい者、虚弱高齢者に対する除雪サービスを人材活用センターや業者に委託して実施します。 | 継続 | | | | |
| ごみの分別やごみ出し支援 | ・ゴミ出しが困難な方への地域での支え合いや生活支援サポートセンター事業への活用等を行います。 | 実施 | | | | |

社協の地域福祉実践計画

| 事業名 | 内容 | 年次計画 | | | | |
|----------------|--|------|----|----|-----|-----|
| | | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 自治会内の支え合い事業の展開 | ・町と連携して、高齢者や障がい者等の除雪やゴミ出しについて、自治会内で支え合い事業の展開や生活支援サポートセンター事業への活用等を行います。 | 実施 | | | | |

(3) 総合相談（地方再犯防止推進計画を含む）

第2期の評価

- 令和3年度から重層的支援体制整備事業を実施し、相談窓口は役場庁舎1階の町保健福祉課と社会福祉協議会の窓口をそのまま活かす形で相談対応を継続しています。この中で、各係、社会福祉協議会だけでは支援が困難な事案（課題が複合・複雑化した事案）については、町保健福祉課と社会福祉協議会で月1回定例開催している「相談員支援会議」にて情報共有し、必要であれば重層的支援会議等にて協議し、支援方針等を決定してきました。「1豊かな人と心づくり（2）人権を擁護する啓発」にも記載した通り、町と社協の連携以外にも、身近な福祉相談所ぽっとや関係機関との連携も図りながら、引き続き相談支援を実施する必要があります。

- 相談支援の中でも、ひきこもりの方への相談支援は、課題が複合・複雑化している上に、長期的な支援が必要な場合が少なくありません。このことから、相談窓口を明確にする必要があると考え、「2 支え合いのしくみづくり（5）就労支援」にも記載したとおり、ひきこもりの方への支援については、社会福祉協議会が中心となりになってきました。引き続き、関係機関との連携を図りながら対応することが不可欠です。
- こころやからだに不調のある家族の介護や援助を行う「ケアラー」、ケアラーのうち特に 18 歳未満の「ヤングケアラー」に対する支援を推進するため、北海道では、令和 4 年 4 月 1 日より「北海道ケアラー支援条例」が施行されました。当町において今回行ったニーズ調査では『「ケアラー・ヤングケアラー」という言葉を知っていますか?』という問いに対し、「言葉は知っているが内容は知らない」「全く知らない」が併せて約半数を占める結果となり、住民の認知度が低いことが明らかとなりました。ケアラー・ヤングケアラー支援の必要性を周知するとともに、各相談窓口が連携し、ケアラー・ヤングケアラーが孤独を感じない、孤立しない地域づくりを目指す必要があります。
- 心の悩み等の相談は、健康推進係が担ってきています。自殺対策についても計画を策定し、令和 6 年度は第 2 期の計画策定に向け協議を進めました。「誰も自殺に追い込まれることのないまち」を実現するため、引き続き、町、関係団体、住民等が相互に連携・協働する仕組みを構築し、ネットワークを強化する必要があります。
- 近年、経済の低迷を受け、再犯率の増加、また犯罪そのものが巧妙及び悪質化・凶悪化しています。その上、人口の減少に伴い、地域における住民の目が行き届かなくなっており、児童の登下校時やひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯を狙った詐欺等の被害が見受けられ、その手口は複雑・巧妙化していることから、住民・警察・行政等の関係機関が連携した見守り体制の強化と被害を未然に防ぐ取組みが求められています。これらの状況を受け、国は令和 5 年に第二次再犯防止推進計画を策定しました。どの地域においても、犯罪被害から住民を守るため、犯罪や非行を起こした人に対する社会復帰支援を行うことにより、再犯の防止につなげていくことが求められています。当町においても、住民の豊かな暮らしを守るために、生活環境やその他のニーズへの的確な対応を行う必要があります。再犯の防止等に関する施策については、これまで更生保護事業や社会を明るくする運動等の取組や、地域生活定着支援センターへの相談・連携等により進めており、庁内の各担当課がそれぞれ役割を担ってきています。引き続き、保健福祉課や関係課と連携のもと、取組を推進する必要があります。

- 社会福祉法人連絡会議について、町内の法人による連絡会議の設置に向けての話し合いを行われておらず、社会福祉協議会からの提案についてまだ行えていません。

今後の方針

- 町、社会福祉協議会と連携しながら、様々な困りごとの相談支援を行います。課題が複合・複雑化した事案については、相談員支援会議で情報共有し、必要に応じて重層的支援会議等で検討し、支援方針を決定します。
- 町、社会福祉協議会の連携のもと、身近な福祉相談所ぽっとの運営についても引き続き支援します。また、現在未開設の地域でも開設できるよう検討します。
- 住民が犯罪の被害者にならないため、また、生きづらさを抱える住民が孤独、孤立して再犯に向かわないように、保健福祉課と関係課の連携のもと、再犯防止等に関する取組を推進します。
- 社会福祉法人連絡会議については、設置について他の法人と連携を取り検討します。

みんなで行うこと

- 地域内の困りごと等の相談窓口を確認し合おう。

町の地域福祉計画

| 事業名 | 内容 | 年次計画 | | | | |
|------|---|------|----|----|-----|-----|
| | | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 総合相談 | <ul style="list-style-type: none"> ・ こどもから高齢者までの総合的な相談窓口を保健福祉課に置きます。 ・ 自殺予防対策に向けて関係機関と連携した取組を進めます。 ・ ひきこもりの方の相談対応については、いっぽサポートステーションを設置し、運営は社会福祉協議会に委託します。 ・ 保健福祉課において、ケアラー・ヤングケアラーへの支援を進めます。 | 継続 | | | | |

| | | | | | | | | | |
|---------------------|--|----|--|--|--|--|--|--|--|
| 身近な福祉相談所ぽっとの拡充 | ・現在4地区で行われている身近な福祉相談所の更なる拡充に向け、社会福祉協議会と連携するほか、他の介護事業所等の協力を得て、専門職の育成等取組を進めます。 | 継続 | | | | | | | |
| 重層的支援会議、支援会議の運営 | ・制度の狭間や複合課題を抱える「世帯」への支援に、関係機関の協働による事例検討等取組を継続します。 | 継続 | | | | | | | |
| あんしん生活サポートセンター事業の継続 | ・権利擁護業務や困りごと等の総合相談窓口として、あんしん生活サポートセンターを事業を継続します。運営は社会福祉協議会に委託します。 | 継続 | | | | | | | |
| 再犯の防止等に関する取組の推進 | ・更生保護関係団体、保護司、地域生活定着支援センター等との連携により、再犯の防止等に向けた取組を進めます。 | 継続 | | | | | | | |



社協の地域福祉実践計画

| 事業名 | 内容 | 年次計画 | | | | |
|------------------------|---|------|----|----|-----|-----|
| | | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 身近な福祉相談所「ぽっと」の充実と地域の拡大 | ・町と連携しながら身近な福祉相談所ぽっとの充実と地域の拡大を目指した取組を進めるため、自治会連合会との協議や市街地自治会、民生委員・児童委員等関係機関との連携を深めます。 | 継続 | | | | |
| 生活困窮者やひきこもり者の専用相談窓口の運営 | 生活困窮者やひきこもり者等への相談窓口専門職を配置し、対応を継続します。 | 継続 | | | | |

| | | | | | | | | | |
|---------------------|--|----|----|--|--|--|--|--|--|
| 心配事相談 | ・地域住民の多様化する日常生活上の相談への助言等を行います。また、相談員の資質向上と関係機関との連携強化を図ります。 | 継続 | | | | | | | |
| あんしん生活サポートセンター事業の継続 | ・あんしん生活サポートセンターの相談窓口を専門員を配置し、ゴミ屋敷・近隣トラブル等、町と連携し問題の解決を図ります。 自ら支援の訴えができない方に対しては、自治会や住民の方との連携のもとセンター職員が電話や自宅訪問を行い状態の確認を行います。 | 継続 | | | | | | | |
| 再犯の防止等に関する取組の推進 | ・更生保護関係団体、保護司、地域生活定着支援センター等との連携により、再犯の防止等に向けた取組を進めます。 | 継続 | | | | | | | |
| 社会福祉法人連絡会議の設置 | ・地域が求めるニーズに応じるため、社会福祉法人がネットワーク化を図り、創意工夫してサービスの創造に努めます。 | 検討 | 実施 | | | | | | |

(4) 情報整備

第2期の評価

- 災害時の避難行動要支援者情報は、現在総務課に設置された防災危機管理室にて一元的に管理し、台帳整備に向け準備中です。台帳整備に向け必要な情報は、保健福祉課から必要時情報提供する形で連携を図っています。また、災害時に自ら避難することが難しい高齢者、障がい者等の個別避難計画については、現時点で作成に至っていません。防災危機管理室と保健福祉課が連携し、作成を進める必要があります。
- 緊急通報システムについては、現在も運用を継続しています。令和6年12月時点で20件設置しており、設置数は横ばいです。広報等で周知を継続するとともに、高齢者等に関わる支援者からの個別周知にて、利用が必要な方に適切に情報を届けていく必要があります。

- あんしん電話については、現在の利用者は2名となり、行政で実施の緊急通報システムへの変更について周知が進んでいません。命のバトン事業も、5自治会46名の名簿がありますが、自治会での対応や活用状況について確認作業が遅れています。

今後の方針

- 防災危機管理室、保健福祉課が連携し、避難行動要支援者の情報管理及び個別避難計画の作成・更新を行います。
- 緊急通報システムや命のバトン等、制度の利用が必要な方に適切に情報提供し、利用に繋がります。制度の利用を通じて得られた個人情報も適切に管理し、対象者の見守り体制の強化に繋がります。

みんなで行うこと

- 地域内の個人情報を管理し、支援が必要とする方の情報を適切に共有しよう。
- 「命のバトン」事業の導入について、地域内で協議しよう。

町の地域福祉計画

| 事業名 | 内容 | 年次計画 | | | | |
|---------------|---|---|----|----|-----|-----|
| | | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 避難行動要支援者情報管理 | ・町の各所管で管理している避難行動要支援者情報の一元管理及びその活用を進めます。 |  | | | | |
| 緊急通報システム機器の設置 | 独居高齢者、障がい者世帯等一定の要件を満たす世帯に緊急通報通報システム機器を貸し出します。 |  | | | | |

社協の地域福祉実践計画

| 事業名 | 内容 | 年次計画 | | | | |
|-----|----|------|----|----|-----|-----|
| | | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| | | | | | | |

として3名の市民後見人が活動しています。高齢化率が高い当町においては、増え続ける認知症高齢者等の支援のために必要な資源であることから、引き続き市民後見人の養成、社会福祉協議会が法人後見受任できる体制整備が必要となります。



市民後見人フォローアップ研修

- 平成28年に成立した成年後見制度利用促進法を受け、平成29年には国の成年後見制度利用促進基本計画が定まりましたが、当町も令和5年度に津別町成年後見制度利用促進基本計画を制定しています。後見人等の受任調整（審査検討）機能を北見地域成年後見中核センターに委託し、成年後見制度利用促進のための体制を整備しています。引き続き、弁護士等の専門職や北見地域成年後見中核センターと連携し、体制整備に努める必要があります。
- 判断能力の低下した方々や身寄りのない方に対しては、成年後見制度の利用だけでなく、自分の最期をどのように迎えたいか等の意思決定支援が求められています。第2期計画期間内で、あんしん生活サポートセンター事業の研修にて、意思決定支援をテーマとした研修会を開催してきました。今後も継続的に意思決定支援について研修を重ね、判断能力が低下した方々への支援体制の強化に努める必要があります。
- 加えて、詐欺被害等の消費者被害も、全国的に頻発しています。当町においても例外ではなく、特に高齢化が進むことから、消費者協会等関係機関と連携しながら、消費者被害から住民を守る取組が必要です。

今後の方針

- あんしん生活サポートセンター事業の運営を社会福祉協議会に委託し、市民後見人支援や判断能力の低下した方への支援体制整備に努めます。

- 成年後見制度の利用促進を図るため、策定した成年後見制度利用促進計画に基づき、弁護士等の専門職等と連携しながら、支援を必要とする方のための体制整備に努めます。
- 認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等、自分の意思を表出できない、伝えることが出来ない人や、身寄りがない高齢者等が、自分の最期をどのように対応して欲しいのか等、本人の意思を確認することにと努めます。
- 判断力の低下のある方々等「配慮を要する消費者」を見守るためのネットワークと併せて、世代をこえて見守りできるようなネットワーク構築について、関係機関と協議を進めます。

みんなで行うこと

- 地域内で困っている方や財産が脅かされている人を見かけたら、役場やあんしん生活サポートセンターに連絡しよう。

町の地域福祉計画

| 事業名 | 内容 | 年次計画 | | | | |
|---------------------|--|---|----|----|-----|-----|
| | | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| あんしん生活サポートセンター事業の継続 | ・判断能力が十分ではない高齢者等の権利擁護のため、あんしん生活サポートセンター事業の運営を社会福祉協議会に委託し、実施します。 |  | | | | |
| 成年後見制度利用促進基本計画の策定 | ・成年後見制度の利用促進を図るため地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備を盛り込んだ津別町成年後見制度利用促進基本計画を策定し、必要な体制を整備します。 |  | | | | |
| 判断能力の低下した方への支援強化 | ・判断能力の低下した方への支援として、意思決定支援や消費者被害から守るための支援を、町や関係機関との連携のもと実施します。 |  | | | | |

社協の地域福祉実践計画

| 事業名 | 内 容 | 年次計画 | | | | |
|-------------------|--|------|----|----|-----|-----|
| | | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 権利擁護事業 | ・町からの受託事業である、あんしん生活サポートセンターの事業として、成年後見制度の相談・申立て支援、広報普及啓発、市民後見人養成・活動支援、関係機関連絡調整業務等適切に実施します。 | 継続 | | | | |
| | ・社会福祉協議会の事業である法人後見受任業務を行い、市民後見人も後見支援員として活動を担います。 | 継続 | | | | |
| | ・北海道社会福祉協議会からの受託事業である日常生活自立支援事業、安心サポート事業（生活支援世帯に対する現物給付）を実施します。 | 継続 | | | | |
| | ・身寄りのない方や成年後見人等において、本人の望む生活を後押しできるよう、意思決定支援フォローの養成を推進します。 | 実施 | | | | |
| | ・判断能力の低下した方への支援として、消費者被害から守るための支援を、町や関係機関との連携のもと、実施します。 | 実施 | | | | |
| 成年後見制度利用促進基本計画の推進 | 成年後見制度実施機関の立場として、町が策定した成年後見制度利用促進基本計画の中で、実効性のある地域連携ネットワークや中核機関の設置等検討を進めます。 | 実施 | | | | |



- ・成年後見制度・・・認知症、障がい等によって判断能力が十分ではない人の権利を保護するための制度で、判断能力に応じて次のように分かれています。

| 区分 | 本人の判断能力 | 援 助 者 | |
|-----|---------|-------|--|
| 後 見 | 全くない | 後見人 | |

| | | | | |
|----------|------------|--|------------|-------------------------|
| 法定 後見 | 保 佐 補 助 | 特に不十分 不十分 | 保佐人 補助人 | 家庭裁判所の判断で監督人が選任することもある。 |
| 任意後見 | | 本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って任意後見人が本人を援助する制度。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じる。 | | |

- ・ 個人受任・・・市民後見人が、直接後見人として家庭裁判所から審判がおり活動する形態
- ・ 法人後見・・・社会福祉協議会が、法人として後見人となる形態で、長期にわたるケースや困難ケースの場合に有効。市民後見人は、法人とともに後見支援員として活動。
- ・ 日常生活自立支援事業・・・北海道社会福祉協議会の事業で、判断能力が低下している高齢者や障がい者等のうち、契約行為が可能な方で、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理等を支援員が行う制度。
- ・ 意思決定フォロワー・・・同じ町民として、定期的な訪問を通じ、本人を見守り、本人の望む生活について一緒に考え、後押しする役割をもつ、本人の一番の理解者となる人である。

(6) 要配慮者支援

第2期の評価

- 「(4) 情報整備」にも記載の通り、災害時の避難行動要支援者情報は、現在総務課に設置された防災危機管理室にて一元的に管理し、台帳整備に向け準備中です。台帳整備、更新に必要な情報は、都度保健福祉課から防災危機管理室へ情報提供します。避難行動要支援者の個別支援計画についても、「(4) 情報整備」に記載の通りです。

今後の方針

- 防災危機管理室、保健福祉課が連携し、避難行動要支援者の情報管理及び個別避難計画の作成・更新を行います。

みんなで行うこと

- 避難行動要支援者の具体的支援内容について自治会内の協議を行います。
- 避難指示の情報伝達や避難ルートの確認等訓練に参加します。



町の地域福祉計画

| 事業名 | 内容 | 年次計画 | | | | |
|---------------------|---|------|----|----|-----|-----|
| | | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 避難行動要支援者名簿の作成と情報の提供 | ・避難行動要支援者名簿を整備し、避難支援関係者に情報提供を行い、平常時からの見守り体制を強化します。 | 実施 | | | | |
| 避難訓練・防災訓練の実施 | ・地域防災計画に基づく避難訓練や防災訓練、避難行動要支援者への情報伝達、避難の方法等、自主防災組織等と連携した訓練を取り組みます。 | 実施 | | | | |

社協の地域福祉実践計画

| 事業名 | 内容 | 年次計画 | | | | |
|-----------------|---|------|-------|----|-----|-----|
| | | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 災害ボランティアセンターの設置 | ・災害発生時速やかに災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受入や派遣を行います。また、支援体制の強化のため、北海道社会福祉協議会と結んだ「災害救援活動の支援」に関する協定書に基づき、災害時の職員派遣、支援要請の依頼及びボランティアセンター設置等マニュアル整備や災害時備品機材確保等、町とも連携しながら災害時対応を進めていきます。 | 検討 | 災害時実施 | | | |

(7) 健康・介護予防

第2期の評価

- 本町の基幹病院として位置づけられている津別病院に対し、第2期計画期間中も地域医療維持補助金を継続して交付してきました。住み慣れた地域、自宅で最期まで生活するには、在宅高齢者への24時間態勢の往診や訪問看護を行う津別病院と町との連携が不可欠です。今後も、津別病院と町が連携し、住み慣れた地域で暮らし続けていける体制づくりを進める必要があります。

- 国保加入者における 30 歳代の生活習慣病予防健診、40 歳から 75 歳未満の特定健診、75 歳以上の後期高齢者健診、脳心血管ドックを実施していますが、特定健診と後期高齢者健診の受診率は低い状況です。また、がん検診については、国の受診率を上回っているものの、当町の健康増進計画目標値には到達していない状況です。生活習慣病の予防、悪化防止、介護予防のためには、健診での早期発見が重要であり、健診後の保健指導を充実させる必要があります。
- 妊娠・産後・子育て期、乳幼児期、学童・思春期、成人期を対象とした、健康相談、訪問指導、健康教室等の保健事業を実施しています。健康教室では、成人を対象とした栄養・運動教室、各団体の依頼による健康等の講話、母親学級・両親学級、育児学級、離乳食教室を実施しています。乳幼児期では健診のほかに、う歯予防対策としてフッ素塗布・フッ素洗口事業を実施し、成人期・後期高齢者では、歯周病検診を行っています。また、疾病予防を目的に各種予防接種を実施しています。
- 地域包括支援センターで行っている一般介護予防事業は、自治会や老人クラブ等の団体からの依頼に応じた健康教育（集団）や、高齢者のフレイル対策として保健指導並びに、介護予防に資する各種の「通いの場」を企画し事業実施しています。地域包括支援センターが直轄する「通いの場」には、認知症予防を目的とした脳活性化教室（脳活健康マージャンサロン）、フレイル状態の改善を目指した通所型介護予防事業（ミズナラ倶楽部）等があります。併せて、運動機能低下や閉じこもりがちな高齢者を要介護状態へ移行させないために、地域住民が主体となって行ういきいき百歳体操の開催を支援します。
- サロン事業については、高齢者が住みなれた地域で仲間づくりや世代間交流を含め、健康でいきいきとした生活を送れることを目的としており、その業務を社会福祉協議会に委託しています。令和 7 年 1 月時点で、ふれあいサロン 12 地域と運動サロン 2 地域で実施されていますが、開催地区の拡大が課題になっています。
- 一般介護予防事業に含まれる生活支援サポートセンター事業は、高齢者等が住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるよう、住民同士で支え合う活動です。双方にとって社会交流や介護予防に資する取組として役割が期待されています。生活支援サポーターの養成・活動エリアの拡大が求められています。

今後の方針

- 引き続き、町の基幹病院である津別病院を維持するための支援を行います。

○地域住民の健康維持のため、各種検診、保健事業等、介護予防に関する取組を継続します。

みんなで行うこと

- 自分の健康は自分で守ることを基本に、日常生活を送ろう。
- 高齢になっても介護状態にならないよう、健診や早期治療等に心がけよう。
- 地域内で健康づくりや支え合い活動が取り組まれるよう協議しよう。

町の地域福祉計画

| 事業名 | 内容 | 年次計画 | | | | |
|------------------------|---|------|----|----|-----|-----|
| | | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 地域医療を守る取組 | ・町の基幹病院である津別病院への維持補助金の継続や在宅高齢者等に対する支援について、病院と連携した取組を進めます。 | 継続 | | | | |
| 特定健診・後期高齢者健診・心血管ドックの受診 | ・生活習慣病等の予防のため国保、後期高齢者医療加入者に対する健診を実施します。 | 継続 | | | | |
| がん検診 | ・各種がん検診（胃・肺・大腸・前立腺・乳、子宮）を実施します。 | 継続 | | | | |
| 歯科保健事業 | ・成人期、後期高齢者を対象とした歯周病検診を実施します。 ・幼児期のう歯予防として、フッ素塗布、フッ素洗口事業を実施します。 | 継続 | | | | |
| 乳幼児健診 | 乳児・幼児（4か月、10か月、1歳6か月、3歳）の健診を実施します。 | 継続 | | | | |
| 予防接種 | 疾病予防を目的に、各種予防接種を実施します。 | 継続 | | | | |
| 健康教室・健康相談・訪問指導（65歳未満） | ・健康推進係にて、妊娠期、産後、子育て期、乳幼児期、学童、思春期、成人期を対象とした各種健康教室の実施、健康相談、訪問支援を行います。 | 継続 | | | | |
| 保健指導、訪問支援（65歳以上） | ・高齢者相談係にて、65歳以上の高齢者を対象とした保健指導や訪問支援を行います。 | 継続 | | | | |

| | | | | | | | | | |
|----------------|---|----------------|--|--|--|--|--|--|--|
| ミズナラ倶楽部 | ・基本チェックリストに該当する高齢者が、介護状態へ移行することを防ぎ介護予防に資する「通いの場」として実施します。 | 継続 | | | | | | | |
| 脳活健康サロン | ・認知症へ移行するリスクの高い高齢者が介護状態へ移行することを防ぎ、脳活性化に資する「通いの場」として実施します。 | 新規 (R6から実施) | | | | | | | |
| ふれあい・いきいきサロン事業 | ・地域住民が主体的に参加しながら、生きがいや健康づくり、高齢者の孤独感や不安感の解消を図ることを目的に、社会福祉協議会に運営を委託して実施します。 | 継続 | | | | | | | |
| いきいき百歳体操 | ・身近な地域で住民が主体的に参加できる、介護予防に効果的な運動として開催を支援します。 | 継続 | | | | | | | |

社協の地域福祉実践計画

| 事業名 | 内 容 | 年次計画 | | | | |
|----------------|--|------|----|----|-----|-----|
| | | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| ふれあい・いきいきサロン事業 | ・各地区のサロン開催を支援し、健康に不安のある方がいた場合には、必要に応じて必要な専門職（保健師・運動指導員等）と連携しアドバイスをを行います。 | 継続 | | | | |
| | ・運動指導員による介護予防に資する運動を中心とした「運動サロン」を行い、身体機能の維持・向上を図ります。 | 継続 | | | | |